

広島国際大学硬式野球部規約

2001 年 10 月 26 日制定

2019 年 3 月 1 日改定

第 1 章 <総則>

第 1 条（名称）

本団体の名称は、広島国際大学硬式野球部と称し（以下、本サークルと称す）、略称は硬式野球部と称す。

第 2 条（目的）

本サークルは、野球を通じて技術の向上や部員同士の親睦を図り、健康な身体ならびに人間力を磨き育てることを目的とする。

第 3 条（活動内容）

本サークルは以下の活動を中心に行う。

1. 野球の基本技術・応用技術の修得および体力強化。
2. リーグ戦等各種大会への参加。
3. 他チームとの交流・練習試合。
4. 地域等貢献活動。

第 2 章 <部員>

第 4 条（部員の資格）

本サークルの部員は、つぎの条件を満たさなければならない。

1. 広島国際大学に籍をおく者。
2. 役員会の承認を得た者。
3. 本サークルの規約を厳守できる者。

第 5 条（入部）

本サークルへの入部は、第 4 条の条件を満たし、役員会の承認を得た者とする。

第 6 条（退部）

本サークルを退部するには、退部届を提出し、役員会の承認を得た者とする。
なお、第 18 条の禁止事項を厳守しないなど、役員会により除名を命じられた者は速やかに退部しなければならない。

第 7 条（休部）

休部に関しては、以下の事項を厳守すること。

1. 休部する場合は、いかなる場合も役員に伝えなければならない。
2. 長期間休部する場合は、その理由と期間を明記した休部届を提出し、役員会の承認を得なければならない。

第8条（部費）

- 1.本サークルの部費は、総会において決定し、部員は、部費を納入しなければならない。
- 2.臨時に本サークルの活動に必要な諸経費が発生した場合は、会計が責任をもって計算し、必要に応じ部員から徴収する。

第3章 ＜組織＞

第9条（役員）

- 1.本サークルの役員は、主将（キャプテン）・副主将（副キャプテン）・主務・会計で構成する。
- 2.役員は、本サークルの総会により選出する。
- 3.役員の任期は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。
- 4.役員が任期途中で辞任する場合は、役員会において承認を得るものとする。
- 5.役員が総会において不信任を決議されたときは、速やかに辞任しなければならない。
- 6.役員が欠員となった場合は、直ちに総会を開き後任の役員を選出する。ただし、役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（主将の職務）

本サークルの主将（キャプテン）は、つぎの職務を履行しなければならない。

- 1.本サークルの統率・運営を行う。
- 2.学校行事、また学校外との交流時に本サークルを代表する。

第11条（副主将の職務）

本サークルの副主将（副キャプテン）は、つぎの職務を履行しなければならない。

- 1.主将を補佐し、サークルの運営にあたる。。
- 2.主将の不在時には、その代理として本サークルを代表する。

第12条（主務の職務）

本サークルの主務は、つぎの職務を履行しなければならない。

- 1.本サークルの運営に関し必要な諸手続きを行う。
- 2.本サークルの活動を顧問もしくは監督に報告する。

第13条（会計の職務）

本サークルの会計は、つぎの職務を履行しなければならない。

- 1.本サークルの会計を管理する。
- 2.必要に応じて部員・顧問・監督・大学に報告する。

第 14 条（顧問等）

1. 顧問・監督・コーチは本学専任教職員に依頼することを原則とする。
2. 必要に応じて、部長・副部長を本学専任教職員に依頼する。また、部員から学生コーチを依頼する。

第 4 章 <総会>

第 15 条（総会）

1. 定例総会は、年に 1 度開催し、役員の選出およびその年度の活動計画の採択を行う。
2. 臨時総会は、役員会が必要と判断したときに開催する。
3. 議題の採択は基本的に話し合いとする。ただし、必要な場合は多数決をもって決定する。役員の不信任に関しては、全部員の 3 分の 2 以上の出席のもと、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって決定する。

第 5 章 <会計>

第 16 条（会計）

1. 本サークルの会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
2. 本サークルの経費は、部費・寄付金・援助金・その他をもってこれに充てる。
3. 会計管理は、役員の会計が行う。

第 6 章 <活動>

第 17 条（活動）

1. 本サークルの活動は、原則として学業に支障がない時間に行う。
2. 活動計画は、定例会によって決定する。なお、場合によっては、臨時総会を開き決定する。

第 18 条（禁止行為）

本サークルの部員は、以下の禁止行為を厳守するものとする。

1. 他のサークルや大学、本サークルの関係者に迷惑をかける行為。
2. 本サークルの活動における宗教的、政治的、反社会的、不法的な行為。
3. スポーツマンシップに反する行為。
4. 本サークルの品位を著しく落とす行為。
5. その他一般常識に欠ける行為。

第 19 条（事故等）

1. 本サークルの活動中における事故等は、全て当事者による技術過信や不注意による過失と見なし、全て当事者の責任とする。
2. 第 18 条に反した行動による部員の事故等については、当事者の問題とし、本サークルは責任を負わない。

第20条（その他）

活動に使用する施設（野球場・体育館等）は、必ずその活動の前後に整備・清掃をしなければならない。

第7章 <賞罰>

第21条（罰則）

第18条に接触する行為をした者は、罰則の対象とする。罰則の内容は、総会の決議による。

第22条（表彰）

何らかの功績があった部員については、総会および顧問が認めた場合、表彰の対象となる。

第8章 <その他>

第23条（大学行事）

本サークルは大学組織の一部であることに鑑み、大学および本サークルの上部団体主催の公式行事には、本サークル部員は全面的に協力する。

第24条（規約改正）

- 1.本サークルの規約は、必要に応じて改正できる。
- 2.規約の改正は総会で3分の2以上の出席のもと、出席者の過半数の同意がなければ変更できない。
- 3.規約の改正は広島国際大学長の承認を得て行う。

第9章 <解散>

第25条（解散）

本サークルの部員数が3名以下の状態が1年以上続いたとき、または総会において解散が決議され、顧問が本サークルの解散が妥当であると判断したときは、本サークルを解散する。

付則

- 1.本サークルは、広島国際大学硬式野球部として、2001年10月26日付で広島国際大学長に承認を得た。
- 2.本サークルの規約は、2001年10月26日より施行する。
- 3.本サークルの改正規約は、2019年3月1日より施行する。